

第4章 計画の取組

本章では、前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、その具体的な取組や市民・地域に期待される役割などを施策ごとにまとめて示します。

《市の取組》

施策の基本的な方向に沿って、今後5年間の市の取組をまとめています。

※他計画の関連部分：福祉保健部門の実施計画を掲載し、各取組の進捗状況を把握可能にしています。

文中の略称

（高 齢 者）＝第9次秋田市高齢者プラン

（障 が い 者）＝第5次秋田市障がい者プラン

（子 ど も）＝第2次秋田市子ども・子育て未来プラン

（健康あきた）＝第2次健康あきた市21

《市民・地域に期待される役割》

市民や地域（秋田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、秋田市民生児童委員協議会、地区民生児童委員協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、市民活動団体、地縁団体など）に期待される役割をまとめています。

《参考となる取組事例》

先駆的取組や参考となる取組の事例を紹介しています。

《施策ごとの目標値》

福祉部門の実施計画などによる進捗状況の把握のほかに、各施策の達成度を測るため、計画最終年度の目標値を7施策ごとに設定します。

※年度は一部、和暦と西暦を併記しています。

第4章 計画の取組

○各施策ごとの《市の取組》一覧

【新】…本計画で新たに追加された取組です

基本目標	施策	番号	取組	頁
基本目標1 地域福祉を担う人づくり	施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上	1-1-1	福祉教育の推進	58
		1-1-2	家族や地域の絆づくりの推進	58
		1-1-3	男女共生社会の推進	59
		1-1-4	エイジフレンドリーシティの推進	59
		1-1-5	【新】エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業	59
		1-1-6	【新】老人保健福祉月間の推進	59
	施策2 担い手の育成・支援	1-2-1	民生委員・児童委員活動の推進	62
		1-2-2	地域保健推進員活動の推進	62
		1-2-3	福祉ボランティア活動の促進	62
		1-2-4	市民活動の促進	63
		1-2-5	地域活動の担い手育成の支援	63
		1-2-6	認知症サポーターの養成	63
		1-2-7	【新】高齢者生活支援体制整備事業の推進	63
		1-2-8	介護支援ボランティアの推進	64
		1-2-9	傾聴ボランティア養成事業の推進	64
		1-2-10	生涯学習(社会参加活動)の推進	64
		1-2-11	老人クラブ活動の活性化	64
		1-2-12	障がい者の社会参加の促進	64
		1-2-13	障がい者相談員の設置	65
基本目標2 支え合いの地域づくり	施策3 地域活動の推進	2-3-1	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進	67
		2-3-2	市民スポーツの振興	68
		2-3-3	【新】住民の支え合いによるサービスの実施	68
		2-3-4	地域コミュニティ活動への支援	68
		2-3-5	自治活動拠点の整備	68
		2-3-6	市民憲章推進協議会の活動支援	68
		2-3-7	地域愛形成事業	68
		2-3-8	【新】地域まちづくり推進事業	69
		2-3-9	社会福祉協議会の活動の支援	69
		2-3-10	地域保健・福祉活動推進事業	69
		2-3-11	親子のふれあい広場事業	69
		2-3-12	【新】敬老会補助事業	69
	施策4 担い手の連携による取組の促進	2-4-1	高齢者等の見守りネットワーク	74
		2-4-2	【新】見守りネットワーク協議会の開催	74
		2-4-3	民間企業等との連携による見守り体制構築	74
		2-4-4	【新】認知症高齢者などの見守り体制の構築	74
		2-4-5	認知症高齢者の地域生活への支援	75
		2-4-6	地域子育て支援ネットワーク事業	75
		2-4-7	地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組	75
		2-4-8	学校と地域社会との連携	75
2-4-9	地域包括ケアの推進	76		
2-4-10	【新】地域ケア会議の充実	76		

基本目標	施策	番号	取組	頁
基本目標3 利用者に 合った福祉 サービスの 仕組みづく り	施策5 利用者の立場 に立った福祉 サービスの提 供	3-5-1	高齢者福祉の充実(基本方向)	79
		3-5-2	障がい者福祉の充実(基本方向)	79
		3-5-3	児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)	80
		3-5-4	地域保健の充実(基本方向)	80
		3-5-5	【新】「食」の自立支援事業	80
		3-5-6	【新】介護予防・日常生活支援総合事業の充実	80
		3-5-7	【新】切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備	80
		3-5-8	生活保護の適正実施と自立支援の促進	81
		3-5-9	福祉医療費給付事業	81
		3-5-10	社会福祉法人および事業者の指導監査等	81
		3-5-11	民生委員・児童委員による個別援助活動	81
		3-5-12	成年後見制度利用支援事業	81
		3-5-13	高齢者、障がい者、児童等への虐待防止	82
		3-5-14	市民小口資金の貸付け	82
		3-5-15	生活困窮者への相談・支援	82
		3-5-16	【新】子どもの貧困対策の推進	82
		3-5-17	市民の健康づくりの推進	82
		3-5-18	健康づくり・生きがいづくり支援事業	83
		3-5-19	高齢者就業機会確保事業	83
		3-5-20	移動手段(公共交通)の確保	83
		3-5-21	高齢者コインバス事業	83
		3-5-22	障がい者への交通費補助	84
		3-5-23	移動支援事業	84
		3-5-24	福祉有償運送	84
		3-5-25	市営住宅における入居要件の緩和	84
		3-5-26	高齢者や障がい者の住環境の整備	84
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づく り	施策6 相談体制の充 実と情報の提 供	3-6-1	地域包括支援センターの運営	88
		3-6-2	【新】在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進	88
		3-6-3	【新】成年後見制度の普及啓発	88
		3-6-4	障がい者への相談支援事業	89
		3-6-5	子育て家庭等に関する相談支援の充実	89
		3-6-6	精神保健対策事業の推進	89
		3-6-7	各種相談窓口のPR	89
		3-6-8	【新】高齢者生活支援情報提供事業	89
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づく り	施策7 地域生活にお ける安全安心 の確保	4-7-1	自主防災組織の育成強化	91
		4-7-2	要援護者への防災・災害情報の提供	91
		4-7-3	地域における除排雪体制の構築	92
		4-7-4	高齢者や障がい者宅の除排雪支援	92
		4-7-5	消費者啓発	92
		4-7-6	交通安全対策	92
		4-7-7	火災予防の推進	92
		4-7-8	応急手当の普及、救急救命体制の整備	93
		4-7-9	【新】緊急通報システム事業	93
		4-7-10	【新】要保護高齢者等シェルター事業	93
		4-7-11	自殺対策事業	93
		4-7-12	住宅環境の整備	93
		4-7-13	安全な歩行者空間の確保	94
		4-7-14	既存公共施設等のバリアフリー化の促進	94
		4-7-15	都市公園のバリアフリー化	94

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

施策2 担い手の育成・支援

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
福祉教育の推進 (1-1-1)	学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。[教育委員会] (障がい者) 1-1-1 障がいの理解促進に向けた啓発活動、1-4-2 地域での交流の機会の確保、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実など
家族や地域の絆づくりの推進 (1-1-2)	絆を大切にする気運の醸成に向けた施策、事業を展開することにより、家族や地域、人と人との絆づくりの大切さについて一層の浸透を図り、地域福祉を担う市民の意識向上を目指します。[市民生活部]

<p>男女共生社会の推進 (1-1-3)</p>	<p>誰もが多様性を認め合い、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会に向け、市民の意識啓発および実践的取組を進めます。</p> <p>【指標】 男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方 反対派47.8% (2016年度・平成28年度) →反対派56.0% (2020年度) [市民生活部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 1-4-2 地域での交流の機会の確保、5-1-3 心のバリアフリーの推進／(子ども) 3-4-4 男女共生意識の啓発、4-1-4 男女共生意識の啓発 (再掲)</p>
<p>エイジフレンドリーシティの推進 (1-1-4)</p>	<p>市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指し、市民の意識啓発、市民活動の推進を図るとともに、行政、市民、民間事業者の三者協働による地域課題解決を推進します。</p> <p>【指標】 カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度 70% (2017年度・平成29年度) →100% (2023年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 1-(1)-① エイジフレンドリーシティ普及啓発事業、1-(2)-① エイジフレンドリーシティ推進事業</p>
<p>【新】 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業 (1-1-5)</p>	<p>市と連携して高齢者や障がい者などにやさしい取組を継続的に行う事業者・団体等を市の「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、継続して問題解決に取り組むことにより、誰もが生涯を通じて地域社会でいきいきと過ごすことができるまちづくりを推進します。</p> <p>【指標】 登録事業所数 90事業所 (2017年度・平成29年度) →180事業所 (2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 1-(2)-② エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業</p>
<p>【新】 老人保健福祉月間の推進※ (1-1-6)</p>	<p>世代を超えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢社会を身近なものとして理解し、考える機会をつくります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(3)-① 老人保健福祉月間</p>

※老人の日（9月15日）がある9月を「老人保健福祉月間」と位置づける。

《市民・地域に期待される役割》

- 家庭内での福祉教育に取り組む。[市民]
- 地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[市民]
- 地域福祉への理解、人権に対する理解を深める。[市民]
- エイジフレンドリーシティへの理解を深める。[市民]
- 自己実現、社会参加の意識を高める。[市民]
- 福祉教育の推進を図る。[地域]
 - ▷子どもが福祉活動に参加する機会をつくる。[地域]
- 住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 地域福祉活動をPRする。[地域]
 - ▷秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など [秋田市社会福祉協議会・秋田市民生児童委員協議会]
- 社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

《参考となる取組事例》

泉の福祉ふれあいまつり

泉地区社会福祉協議会では、泉小学校、同PTA、泉地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、泉小学校体育館等を会場に、福祉体験発表やふれあい交流、ふれあい学習などを行い、子どもから高齢者まで福祉にふれあう機会をつくっており、これまで26回開催されています。泉中学校、社会福祉施設、保育所、老人クラブ、身体障害者協会など様々な団体の参加により、地域社会の連携が深まっています。

長く楽しく住み慣れたまちで暮らすための新たなコミュニティ

「あきた年の差フレンズ部」

市では、平成27年度から3年間にわたり、高齢者が住み慣れた地域で活躍できる仕組みづくりと体制構築を目指す「高齢者コミュニティ活動創出・支援事業」に取り組んできました。

事業1年目に高齢者のヒアリング調査を実施した結果、高齢者が毎日を元気に楽しく過ごすためには「年の差のある友達を持つ」ことが、大事な要素のひとつであることが分かり、異なる世代間で互いに知恵や経験そして情報の共有を図ることを目的に「あきた年の差フレンズ部」を結成しました。

平成30年度からは、市の事業から独立した市民活動組織として新たなスタートを切り、年の差があっても楽しい時間を共有できる企画を各部員が提案し、「ゆるく」「無理せず」「でも放っておかない」をモットーに、ほどよい距離を保ちつつ、お互いを思いやりながら活動を行っています。

《施策1 「福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」に関する目標値》

指 標	現状 (H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人	54.8%	60.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組に関わっている人と理解しているが行動には至っていない人との合計。

施策2 担い手の育成・支援

高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てる。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
民生委員・児童委員活動の推進 (1-2-1)	<p>民生委員・児童委員が、地域社会において住民の立場に立ち、行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対して支援します。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
地域保健推進員活動の推進 (1-2-2)	<p>地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図ります。[保健所]</p> <p>(健康あきた) 計画全般</p>
福祉ボランティア活動の促進 (1-2-3)	<p>秋田市社会福祉協議会が運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座開催など、ボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の体制づくりを行うなど、ボランティアセンター機能の強化を図ります。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 3-4-5 ボランティアの活動支援体制の整備</p>

<p>市民活動の促進 (1-2-4)</p>	<p>市民活動団体の育成および支援を行う「市民交流サロン」に配置している市民活動アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動への参加機会の拡充を図ります。</p> <p>【指標】市民活動団体による市民交流サロン内での活動件数 637件（2017年度・平成29年度）→693件（2019年度） [市民生活部]</p>
<p>地域活動の担い手育成の支援 (1-2-5)</p>	<p>町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。また、おおむね就任1～3年目の町内会長等を対象として、情報交換や意見交換を行う地域活動座談会を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。</p> <p>さらに、各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会の開催などで、地域福祉の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。</p>
<p>認知症サポーターの養成 (1-2-6)</p>	<p>小・中学生などの若年層や、民間事業者、地域住民などを対象に養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの幅広い養成に努めます。</p> <p>【指標】認知症サポーター養成講座受講者数 2,756人（2017年度・平成29年度）→3,800人（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 4-(2)-① 認知症サポーター養成事業</p>
<p>【新】高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)</p>	<p>元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制づくりのため、研修会の開催や、介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。</p> <p>【指標】サービスの担い手養成研修への参加者 新規取組のため実績値なし→60人（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(2)-⑤ 高齢者生活支援体制整備事業</p>

第4章 計画の取組

<p>介護支援ボランティアの推進 (1-2-8)</p>	<p>元気な高齢者が行うボランティア活動を推進することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者の元気でいきいきとした生活の実現を目指します。</p> <p>【指標】年間延べ活動者数 3,247人(2017年度・平成29年度)→4,500人(2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(2)-② 介護支援ボランティア事業</p>
<p>傾聴ボランティア養成事業の推進 (1-2-9)</p>	<p>地域に暮らす中高年者が傾聴ボランティアとして高齢者を支え合う仕組みを作り、高齢者の孤立防止を図るとともに、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり・地域貢献を促進します。</p> <p>【指標】ボランティア活動者数 12人(2017年度・平成29年度)→20人(2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(2)-③ 傾聴ボランティア養成事業／(健康あきた)(3) ころの健康づくり</p>
<p>生涯学習(社会参加活動)の推進 (1-2-10)</p>	<p>地域に住む高齢者同士の交流の促進と、生きがいのある豊かな生活を送るための学習機会を提供するとともに、学習成果を地域社会の活性化につなげていくよう社会参加活動を推進します。</p> <p>【指標】高齢者教育事業参加者数 実績値8,081人(2017年度・平成29年度)→目標値9,100人(2020年度) [教育委員会]</p>
<p>老人クラブ活動の活性化 (1-2-11)</p>	<p>老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援し、生きがいづくりと健康づくりを促進します。</p> <p>【指標】新規クラブ数 1団体、100人(2017年度・平成29年度)→2団体、60人(2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(1)-② 老人クラブ補助事業</p>
<p>障がい者の社会参加の促進 (1-2-12)</p>	<p>障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-4-2 社会的活動への支援強化など</p>

障がい者相談員の設置 (1-2-13)	相談員を適切な時期に委嘱し、相談環境の整備を目指します。相談員研修会を実施し、個々の相談員の技能の向上を通して、障がい者福祉の増進に寄与できるよう努めます。[福祉保健部] ----- (障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-4-5 ボランティアの活動支援体制の整備など
------------------------	---

《市民・地域に期待される役割》

- 団塊の世代といった退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用する。[市民]
- 民生委員・児童委員、福祉協力員などについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 障がい者が、自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいづくりをする。[市民]
- 行政が行うボランティア講座などに積極的に参加する。[市民]
- 高齢者や障がい者を含む地域における人材の発掘、活用に取り組む。[地域]
 - ▷社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける。[市民活動団体]
 - ▷福祉協力員の拡充と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷ボランティアの育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷介護支援ボランティアなどにより、高齢者などのボランティア意識の醸成と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- サロン活動などで、参加者の高齢者が実行委員として運営に参加する。[地域]
- 交流行事などの実施にあたり、高齢者の知恵と若者の体力を組み合わせる。[地域]
- 地域福祉関係者の研修会を開催する。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティアセンター機能の強化を図る。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉以外の活動を担う団体が、活動の範囲を福祉の領域に広げる。[市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉協力員

地域での見守りの必要な世帯への声かけ等を通しての安否確認や福祉情報の提供、地区社会福祉協議会の地域福祉活動への協力等を行う地域ボランティアで、35地区で1,179人（平成29年度末）が地区社会福祉協議会の委嘱により活動しています。

地域保健推進員

市民の疾病予防および健康増進について、地域に根ざした自主的な活動を推進するため、おおむね小学校区単位に42地区で1,438人（平成29年度）が活動しています。

秋田市地域福祉活動合同研修会

秋田市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員その他を対象に、福祉協力員の活動紹介や各地区社会福祉協議会の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての講演などの研修を行っています。

介護支援ボランティア

市では、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいくりの促進を目的に、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行う機会を提供しています。平成29年度末時点で513人がボランティア登録し、延べ3,247人がボランティア活動を行っています。

障がい者相談員

市では、障がいの種別や地区ごとに委嘱された、身体障がい者および知的障がい者の保護者が、各地域で障がい者や保護者から生活や障がいに関する相談を受けており、身体障害者相談員33名、知的障害者相談員7名（平成29年度）が活動しています。

《施策2「担い手の育成・支援」に関する目標値》

指 標	現状(H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	9.7%	11.0%
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	7.3%	11.0%

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標2 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

施策3 地域活動の推進

施策4 担い手の連携による取組の推進

施策3 地域活動の推進

生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 (2-3-1)	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。 【指標】世代間交流事業参加者数 実績値1,154人（2017年度・平成29年度）→目標値1,500人（2020年度）〔教育委員会〕
	(子ども) 3-2-9 世代間交流事業

第4章 計画の取組

<p>市民スポーツの振興 (2-3-2)</p>	<p>市民一人ひとりのライフステージにおいて、誰でも気軽に健康や生きがいづくりに取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベントを開催するなど、スポーツ活動の機会の提供に努めます。[観光文化スポーツ部]</p> <hr/> <p>(健康あきた) (2) 身体活動/(障がい者) 4-3-1 障がい者のスポーツ活動への支援強化</p>
<p>【新】住民の支え合いによるサービスの実施 (2-3-3)</p>	<p>元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手となり、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援などのサービス提供を行う体制づくりを図ります。 【指標】訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合 新規取組のため実績なし→7% (2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(2)-④ 住民の支え合いによるサービスの実施</p>
<p>地域コミュニティ活動への支援 (2-3-4)</p>	<p>地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援等を行います。 【指標】地域づくり交付金交付件数 55件 (2017年度・平成29年度) →65件 (2020年度) [市民生活部]</p>
<p>自治活動拠点の整備 (2-3-5)</p>	<p>地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう大規模改修を計画的に進めます。[市民生活部]</p>
<p>市民憲章推進協議会の活動支援 (2-3-6)</p>	<p>明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。[市民生活部]</p>
<p>地域愛形成事業 (2-3-7)</p>	<p>市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。[市民生活部]</p>

<p>【新】地域まちづくり推進事業 (2-3-8)</p>	<p>住民主体による地域のまちづくりを進め、地域の活性化を目指します。 具体的には、市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践します。[市民生活部]</p>
<p>社会福祉協議会の活動の支援 (2-3-9)</p>	<p>本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。[福祉保健部]</p>
<p>地域保健・福祉活動推進事業 (2-3-10)</p>	<p>民間団体の行う先導的な事業のうち、高齢者、障がい者、児童等への保健・福祉・医療活動で市民福祉の向上に寄与する事業を支援し、地域における保健福祉施策の推進を図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(子ども) 4-2-2 地域保健・福祉活動推進事業 / (健康あきた) (3) こころの健康づくり</p>
<p>親子のふれあい広場事業 (2-3-11)</p>	<p>民生委員・児童委員、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ子育て相談員を派遣し、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 1-2-1 利用者支援事業、1-2-7 地域子育て支援拠点事業</p>
<p>【新】敬老会補助事業 (2-3-12)</p>	<p>長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。 [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(3)-② 敬老会補助事業</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 隣近所や班単位などで孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな住民に声かけをする。[市民]
- 地域の構成員として意識を持ち、見守り、見守られている意識を持つ。[市民]
- 地域の生活課題への関心を高める。[市民]
- 祭りやイベントなど地域の交流事業に積極的に協力・参加する。[市民]
- 生きがいを持ち、社会参加に努める。[市民]
- 社会福祉協議会への理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加する。[市民・地域]
- 個人情報保護を適切に理解し、円滑な地域福祉活動につなげる。[市民・地域]
- 日頃の訪問活動により地域住民との交流を深め、地域での助け合う関係づくりにつなげていく。[民生委員・児童委員]
- 地域福祉活動を促進するため、日頃の相談支援を通じて福祉ニーズの把握に努める。
[民生委員・児童委員]
- 高齢者、障がい者、児童、子育て世代や集合住宅居住者など、地域住民間の交流を促進する。[地域]
- 気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実を図る。[地域]
 - ▷地域サロン活動や子育てサロン活動を推進する。[地域]
 - ▷地域の交流機会に積極的に関わる。[社会福祉事業者]
- 生きがいづくりの機会を提供する。[地域]
- 住民が地域に関心を持ち、愛着を持てるようにする。[地域]
- 地域の情報を広報紙などにより住民へ発信する。[地域]
- 生活課題に関する情報を収集し、共有を図り、課題の解決のために取り組む。[地域]
- 地域の活動拠点の整備、充実に努める。[地域]
- それぞれができるところから継続的に様々な地域福祉活動に取り組む。[地域]
- 住民に町内会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組む。[地縁団体]
- 町内会・自治会内での役割分担や若手・女性の登用、子ども会活動などとの連携などにより自治活動を活性化する。[地縁団体]
- 福祉機器やイベント機材の貸出などで、地域コミュニティ活動への支援を進める。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 市民の善意で寄せられた共同募金を地域福祉活動等の財源として助成する。[秋田市共同募金委員会]

《参考となる取組事例》

街なかふれあいサロン（東）

東地区社会福祉協議会では、誰もが気軽に立ち寄ることができ、ふれあいながら楽しく交流する場所として、平成29年1月、秋田市東通に街なかふれあいサロン「ふらっとさん」を開設しました。買い物ついでの休憩に、地域サロンの集いの場に、語らいのカフェの場に、子育て中のママたちが集う場に、そして共通の趣味や特技、悩みをもった人たちの交流の場として、どなたでもご利用できる「みんなの居場所」です。

青空サロン（泉）

泉地区では、町内会の高齢化や隣近所同士の交流が減少していることから、地域住民が気軽に集う場として「青空サロン」を開催。引きこもりの防止や、見守りにもつながっています。

生き生き体操教室（御所野）

御所野地区では、休日に社会福祉法人秋田けやき会・デイサービスセンターを会場にADL体操※と茶話会を月2回開催しています。年齢や介護認定の有無を問わない誰でも参加可能な集いの場としてにぎわっています。

※ADL体操

立つ、座るなどの日常生活動作能力の回復維持を目的に作られた高齢者向けの体操

新しい居場所づくり（雄和）

雄和地区では、高齢者の居場所づくりや見守り活動として「ウォーキング講座」、「オープンガーデン講習会」、「演歌歌謡教室」を開催しています。広報紙「雄和ささえあいだより」を発行するなど、積極的なPR活動を行っています。

地域でのコミュニティセンター運営

各地区のコミュニティセンターでは、地域の振興会や連合町内会、各種団体、サークルの代表者など地域の方々に組織する管理運営委員会が指定管理者となって施設を管理運営しています。こうした指定管理者制度は、29館中25館（平成30年度）で導入しており、市民協働型のコミュニティセンターとして地域の創意工夫による特色ある催しなどが行われ、新たな住民の交流や地域づくり活動が広がっています。

市民憲章推進協議会の活動

秋田市民憲章推進協議会および各地区市民憲章推進協議会は、市民運動によって昭和36年に制定された秋田市民憲章の理念に基づいて、児童生徒作品展や緑化コンクールなどの開催を通じ、社会教育の推進、環境美化などの様々な地域づくりに取り組んでいます。

秋田市民憲章[昭和36年6月25日制定]

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

地域元気アップ事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の高齢者が、健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図るために、健康づくり・生きがいづくり支援事業を実施する地区社会福祉協議会に助成しています。また、地域サロン事業として、各世代間の交流を図りながら地域における孤立化を防ぐために、地域の町内会館等を利用し、高齢者が気軽に集える場づくりを行う地区社会福祉協議会に助成しています。

子育て支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の子育て支援活動の充実のため、地域で子育て支援活動を行っている団体に対し、地区社会福祉協議会を通して活動資金を助成しています。また、子育てサークル・団体等に子育て支援用おもちゃの無料貸出も行うとともに、のびのび子育て出前講話として、市内各育児サークル・団体への、子育てに関する講師派遣を行っています。

地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の公共施設等への新たな事務所の設置や既存事務所の強化を図る地区社会福祉協議会への支援として、事務机、キャビネット等の購入費を助成しています。また、地区社会福祉協議会の事務負担軽減のため、パソコン、プリンター、デジタルカメラなどの事務機器の購入費を助成しています。

機器・機材・車両等貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、地域住民と連携して地域福祉活動の中心となっている地区社会福祉協議会や町内会やボランティア団体に対して、活動支援用機器（買い物支援車両、軽トラック、発電機、除雪機等）の貸出をして地域支え合い体制づくりを支援しています。

地域保健・福祉活動推進事業

市では、民間団体による保健・福祉・医療活動に関する先導的事業に助成しています。例をあげると、高齢者や障がい者を対象にしたパソコン講習会、ひきこもり者の社会参加を目指す研修会、手話の活用を考える講習会等に助成をしています。

ふれあいさん派遣事業

秋田市社会福祉協議会では、病気やけが、産前産後などで家事援助や介護が必要な世帯に、短期間、単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣しています。

いずみ円卓会議の開催

泉学区町内会連合会では、少子高齢化やニーズの多様化に対応するため、地区内の各団体（体育協会、社会福祉協議会、保健推進員会、民生児童委員協議会、泉小学校PTA）や小学校などと連携しながら、意見交換、相互連携する場を設けています。

《施策3「地域活動の推進」に関する目標値》

指 標	現状(H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加している人	50.4%	54.0%

※地域福祉市民意識調査による。

※活動の分野を選択する質問となっているが、複数回答可能のため、便宜上、100%から「参加していない人」「無回答」の計を差し引いた割合とする。

施策4 担い手の連携による取組の推進

行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティアやNPOなどの多様な主体が連携した取組を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者等の見守りネットワーク (2-4-1)	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域から疎遠になることを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が主体となり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員等が連携した見守りネットワークの強化・充実に努めます。[福祉保健部] (障がい者) 3-2-4 孤立死防止への対応強化
【新】見守りネットワーク協議会の開催 (2-4-2)	警察等関係機関との見守りネットワーク協議会を開催し、各機関間で高齢者の消費者被害の動向や情報を共有し、消費者トラブル防止対策の協議に努めます。 【指標】協議会の毎年開催 [市民生活部]
民間企業等との連携による見守り体制構築 (2-4-3)	水道メーター検針業務の実施にあたって、受託事業者が不審者および不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動、環境パトロールを実施します。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。[上下水道局]
【新】認知症高齢者などの見守り体制の構築 (2-4-4)	認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域住民や警察、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めるほか、見守りが必要な認知症高齢者の事前登録を行い、行方不明時の早期発見と身元確認につなげます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの孤立防止、異変の早期発見を図るため、宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と協定を締結し、民間企業が業務の範囲内で見守りを実施します。 【指標】見守り協定締結件数 11件（2017年度・平成29年度）→20件（2020年度） [福祉保健部] (高齢者) 4-(2)-③ 認知症高齢者などの見守り

<p>認知症高齢者の地域生活への支援 (2-4-5)</p>	<p>認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するとともに、認知症カフェの運営支援や、認知症初期集中支援チームの円滑な運営により、適切な時期に適切な医療、介護サービスにつながるよう体制を整備します。</p> <p>【指標】 認知症地域支援推進員の配置数 9人（2017年度・平成29年度）→12人（2020年度） 認知症初期集中支援チームの支援終了後（モニタリング時）に何らかのサービスにつながっている割合 新規取組のため実績なし→100%（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 4-(2)-② 認知症施策推進事業</p>
<p>地域子育て支援ネットワーク事業 (2-4-6)</p>	<p>市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組み、子育て支援活動が充実するよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども)1-2-14 地域子育て支援ネットワーク事業、4-2-3 地域子育て支援ネットワーク事業（再掲）</p>
<p>地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組 (2-4-7)</p>	<p>障がい児（者）にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい者への支援体制についての課題に関する情報を共有し、協議を行いながら、地域における障がい者を支える仕組みづくりを推進していきます。また、障がい者支援に関する具体的な内容は、下部組織の各部会において協議を行います。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-3 障がい者総合支援協議会の機能強化</p>
<p>学校と地域社会との連携 (2-4-8)</p>	<p>小・中学校では、交流活動や奉仕活動などにより、特別支援学校や高齢者福祉施設と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。[教育委員会]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-1-6 通学時における安全確保と適切な指導</p>

<p>地域包括ケアの推進 (2-4-9)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者の生活や健康を総合的に支えます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化</p>
<p>【新】地域ケア会議 の充実 (2-4-10)</p>	<p>地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種協働による地域のネットワーク構築や、地域のケアマネジャーのケアマネジメント力の向上、課題分析の積み重ねによる地域課題の明確化を図ります。</p> <p>【指標】地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計)108回(2017年度・平成29年度)→144回(2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(1)-② 地域ケア会議の充実</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する。[市民]
- 地域のネットワークを活用して必要な情報を共有する。[市民]
- 地域活動などに参加・協力し、地域貢献に努める。[民間事業者]
- 地域包括支援センターなどの関係機関や市民活動団体との連携の重要性を理解し、連携による取組を進める。[地域]
- 地域ぐるみの取組を住民に積極的にPRする。[地域]
- 要援護者を地域全体で支えるネットワークをつくる。[市民・地域]
 - ▷見守りネットワーク活動を推進する。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷見守りネットワーク活動に参加する。[市民・地域]
- 学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める。[市民・地域]
- 専門性を生かして地域社会と積極的に交流する。[社会福祉事業者]
- 社会福祉法の改正に伴って、社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施する。
[社会福祉事業者]
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進する。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

見守りネットワーク事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の見守りの必要な世帯に対して、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、町内会、福祉協力員等の協力を得ながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行うことにより高齢者等の孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

秋田市地域福祉おむすびネット

秋田市社会福祉協議会では、市内の社会福祉法人に対して、地域の公益取組メニューを提供しています。社会福祉法人との連携により、地域の課題解決に取り組むことで、社会福祉法人の存在意義をさらに高め、地域の福祉力の強化を図っています。

認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集うことができる場所です。

参加者同士で交流したり、専門職スタッフに認知症のことや医療・介護のことなど、日々の生活で心配なことを気軽に相談することができます。

高齢者等あんしん見守り活動

業務上高齢者と接する機会の多い事業者が、秋田市との協定に基づき、配達中や戸別訪問中に、郵便物や新聞がたまっているなど異変を発見した場合に、関係各機関へ通報しています。

○見守り協定締結事業者（締結順）

- 1 生活協同組合コープあきた
- 2 秋田市内郵便局
- 3 ENEOS グローブエナジー株式会社北日本支社
- 4 株式会社南山デイリーサービス
- 5 明治安田生命保険相互会社秋田支社
- 6 新あきた農業協同組合
- 7 東部ガス株式会社秋田支社
- 8 株式会社アマノ
- 9 第一生命保険株式会社秋田支社
- 10 福祉理容店 幸のとり
- 11 A L S O K 秋田株式会社

《施策4「担い手の連携による取組の推進」に関する目標値》

指 標	現状 (H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
住民団体や関係機関（町内会、地区社会福祉協議会など）が連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	20.7%	22.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。

基本目標3 利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

施策6 相談体制の充実と情報の提供

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者福祉の充実 （基本方向） （3-5-1）	高齢者プランに基づき、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現を目指し、エイジフレンドリーシティの実現、地域包括ケアの構築、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保、介護給付等に要する費用の適正化に取り組みます。[福祉保健部]
	(高齢者) プラン全般
障がい者福祉の充実 （基本方向） （3-5-2）	障がい者プランに基づき、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」のため、障がいのある方の権利擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進に取り組みます。[福祉保健部]
	(障がい者) プラン全般

第4章 計画の取組

<p>児童福祉・子育て支援の充実(基本方向) (3-5-3)</p>	<p>子ども・子育て未来プランに基づき、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」の実現に向け、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組みます。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 計画全般</p>
<p>地域保健の充実(基本方向) (3-5-4)</p>	<p>健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。[保健所]</p> <hr/> <p>(健康あきた) 計画全般</p>
<p>【新】「食」の自立支援事業 (3-5-5)</p>	<p>食事の調理が困難な高齢者や障がい者に対し、居宅を訪問して食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、高齢者などの自立した生活を支援します。 【指標】 延べ利用回数(高齢者のみ) 77,961回(2017年度・平成29年度) → 101,017回(2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(1)-① 「食」の自立支援事業</p>
<p>【新】介護予防・日常生活支援総合事業の充実(3-5-6)</p>	<p>高齢者の状態に適した介護予防サービスを提供することで、要介護状態にならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(2)-② 介護予防給付相当サービスの実施、5-(2)-③ 基準を緩和したサービスの実施</p>
<p>【新】切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 (3-5-7)</p>	<p>医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、現状と課題を把握し、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の整備を図ります。 【指標】 在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数 5回(2017年度・平成29年度) → 9回(2020年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 3-(1)-① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備</p>

<p>生活保護の適正実施と自立支援の促進 (3-5-8)</p>	<p>国・県との連携強化に努め、困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を充実させるなどし、自立支援体制を整えていきます。[福祉保健部]</p>
<p>福祉医療費給付事業 (3-5-9)</p>	<p>国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児（者）、高齢身体障がい者、乳幼児および小・中学生、ひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。 [福祉保健部・子ども未来部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-5-2 医療機関への受診の支援／(子ども) 6-5-1 乳幼児・小学生の医療費助成</p>
<p>社会福祉法人および事業者の指導監査等 (3-5-10)</p>	<p>法人および事業所等に対する指導監査等における結果を公表するとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。[福祉保健部・子ども未来部]</p>
<p>民生委員・児童委員による個別援助活動 (3-5-11)</p>	<p>地域住民が自立した日常生活を営むことができるために、民生委員・児童委員が日常的な訪問活動により住民の福祉ニーズを把握するとともに、各種相談に応じます。 また、福祉サービスを適切に利用できるよう、民生委員・児童委員が地域住民に対し必要な情報を提供するとともに、行政等とのパイプ役となります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
<p>成年後見制度利用支援事業 (3-5-12)</p>	<p>成年後見が必要な障がい者や高齢者に関する相談等について、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談関係機関が連携して対応し、市長申立の手續等適切に対応するほか、経済的な理由により、選任された成年後見人等への報酬にかかる費用を負担できない高齢者等への助成を行います。 【指標】 後見等市長申立て件数 9件（2017年度・平成29年度）→12件（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(2)-② 成年後見制度利用支援事業／(障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、3-4-2 地域生活支援事業の提供体制の整備</p>

第4章 計画の取組

<p>高齢者、障がい者、児童等への虐待防止 (3-5-13)</p>	<p>各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(2)-③ 高齢者虐待の防止／(障がい者) 1-2-2 虐待防止対策の体制整備／(子ども) 6-1-1 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (要保護児童対策地域協議会)</p>
<p>市民小口資金の貸付け (3-5-14)</p>	<p>低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合、秋田市社会福祉協議会では生活のつなぎ資金を貸付けます。市は、貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸付けます。 [福祉保健部]</p>
<p>生活困窮者への相談・支援 (3-5-15)</p>	<p>事例検討会や支援団体の研修等での制度説明を継続し、関係機関との連携をさらに深めるとともに、生活困窮者自立支援制度の実施体制を充実させることで、包括的・早期的な支援を行います。</p> <p>【指標】</p> <p>新規受付件数 441件 (2017年度・平成29年度) → 541件 (2020年度)</p> <p>プラン作成件数 127件 (2017年度・平成29年度) → 134件 (2020年度)</p> <p>就労支援対象者数 47人 (2017年度・平成29年度) → 69人 (2020年度)</p> <p>[福祉保健部]</p>
<p>【新】 子どもの貧困対策の推進 (3-5-16)</p>	<p>子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるよう、関係機関や地域等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。[子ども未来部]</p>
<p>市民の健康づくりの推進 (3-5-17)</p>	<p>各種健康づくり事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の受診率向上のため、実施方法や周知方法を改善し、より多くの市民が受診しやすい体制づくりに努めます。[保健所]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-5-1 健康診査・健康相談の促進／(健康あきた) 計画全般</p>

<p>健康づくり・生きが いづくり支援事業 (3-5-18)</p>	<p>高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくりや生きがいづくりの事業を支援するほか、介護予防体操、健康教室などを開催し、高齢者の閉じこもりを防止します。</p> <p>【指標】 健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施件数 78件（2017年度・平成29年度）→78件（2020年度） 地域サロン事業の実施件数 37件（2017年度・平成29年度）→38件（2020年度） いきいきサロン事業の参加者数 1,251人（2017年度・平成29年度）→1,232人（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(1)-③ 健康づくり・生きがいづくり支援事業／(健康あきた) (2) 身体活動</p>
<p>高齢者就業機会確 保事業 (3-5-19)</p>	<p>60歳以上のかたが補完的・短期的な業務を通じて、生きがいづくりの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。</p> <p>【指標】 会員数956人（2017年度末・平成29年度末）→1,000人（2020年度末）[産業振興部]</p>
<p>移動手段(公共交通) の確保 (3-5-20)</p>	<p>「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。[都市整備部]</p>
<p>高齢者コインバス事 業 (3-5-21)</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に市内のバス路線を1乗車100円で利用できる資格証明書を交付し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。</p> <p>【指標】 コインバス資格証明書の交付率 61.28%（2017年度・平成29年度）→64%（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(2)-① 高齢者コインバス事業</p>

第4章 計画の取組

<p>障がい者への交通費補助 (3-5-22)</p>	<p>障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」の交付をし、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実、5-3-2 冬期間の安全な移動手段の確保</p>
<p>移動支援事業 (3-5-23)</p>	<p>屋外で移動が困難な障がい児(者)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実、5-3-2 冬期間の安全な移動手段の確保など</p>
<p>福祉有償運送 (3-5-24)</p>	<p>公共交通機関の状況等を勘案しながらNPO等が実施する福祉有償運送により移動制約者の交通手段を確保します。 [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実、5-3-2 冬期間の安全な移動手段の確保</p>
<p>市営住宅における入居要件の緩和 (3-5-25)</p>	<p>市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、今後は、ひとり暮らし高齢者や障がい者が申し込み可能な住宅の拡充等を検討していきます。また、多子世帯にも、優先入居を実施します。 [都市整備部]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-2-6 市営住宅優先入居制度</p>
<p>高齢者や障がい者の住環境の整備 (3-5-26)</p>	<p>高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームや生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備や住宅改修の促進に努めます。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録手続を迅速かつ正確に行い、高齢者が安心して生活できる住まいづくりの推進に努めます。[福祉保健部・都市整備部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(1)-④ 生活支援ハウス運営事業、5-(1)-⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録、8-(1)-② 住宅改修に関する適正化 (障がい者) 3-4-1 障害福祉サービスの提供体制の整備</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[市民]
- サービス選択は自己決定であることを認識する。[市民]
- 過剰な権利意識を持たない。[市民]
- 苦情解決などを活用して、適切なサービスが受けられるようにする。[市民]
- 社会的弱者の相談窓口や支援制度の情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 健康づくりに努める。[市民]
- 高齢者や障がい者などの日常生活の小さな困り事に隣近所で協力する。[市民]
- 買い物や通院など、高齢者や障がい者の移動に協力する。[市民]
- 福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[市民・地域]
 - ▷活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]
- 社会的弱者の状況に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- コミュニティビジネスの実現 [市民・地域]
- 低所得者等の自立を支援するため、適切な資金貸付を行う。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉サービス利用援助事業を実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- 移送車の貸出により、高齢者・障がい者の移動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉機器の貸出により、在宅福祉サービスの充実を図る。[秋田市社会福祉協議会]
- 地域の福祉課題の解決や支援を行うコミュニティソーシャルワーカー※の配置を検討する。[秋田市社会福祉協議会]
 - ※制度の狭間や支援につながりにくい問題など生活上の課題を抱える人に対して、相談援助、必要なサービスや専門機関への取り次ぎなどにより課題解決するよう支援する専門職。
- 福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]
- 苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する。[社会福祉事業者]
- 地域や民生委員・児童委員、相談支援機関と連携しながら、情報の提供や相談支援に努める。[社会福祉事業者、市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉サービス第三者評価事業

この事業は、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業者のサービス内容を評価するもので、県内には秋田県社会福祉協議会、特定非営利活動法人インクルージョン秋田第三者評価研究会、特定非営利活動法人秋田県福祉施設士会が評価機関となっています。

評価は、理念、方針、組織、運営等についての共通評価項目と、保育所や社会的養護施設など各サービス毎に設定された内容評価項目について、書面および訪問調査により実施します。評価を受けることで、問題点を把握しサービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながります。

秋田県福祉サービス相談支援センター

社会福祉法第83条の規定により秋田県社会福祉協議会に秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）が設置され、福祉サービス利用に関する利用者等からの苦情について中立・公正な立場で相談や助言、調査等を行い適切に解決するよう取り組んでいます。

なお、介護保険に関する苦情・相談については、秋田市（介護保険課）が窓口となります。

福祉サービス利用援助事業〔日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）〕

この事業は、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行うものです。

社会福祉法第81条の規定により秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉生活サポートセンター）が実施するものですが、秋田市社会福祉協議会（秋田市福祉生活サポートセンター）が事業の一部を受託しています。

生活福祉資金の貸付け

この取組は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意欲の助長促進などを図り安定した生活を目指すため、資金の貸付けと必要な相談支援を行うものです。

貸付資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。秋田市社会福祉協議会では、業務の実施主体である秋田県社会福祉協議会から貸付業務の一部を受託し、貸付窓口業務をしています。

サービス付き高齢者向け住宅の促進

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が安心して暮らすことができるよう、居室の広さやバリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービス提供を行う賃貸住宅です。市では、事業者が登録したサービス付き高齢者向け住宅の家賃やサービスなどの情報を、市民に情報提供しています。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度

低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の増加に対して、民間の空き家・空き室を有効活用し、重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図るため、市では住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録事務を行っています。

公共施設での車いす貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、身近な地域で利用できるよう市内の市民サービスセンターやコミュニティセンター等に貸出用車いすを配置しています。

《施策5「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」に関する目標値》

指 標	現状(H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」の割合の合計	27.5%	29.0%

※地域福祉市民意識調査による。

施策6 相談体制の充実と情報の提供

市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるように、相談体制の充実を図るとともに、サービスに関する情報を提供する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
地域包括支援センターの運営 (3-6-1)	市内に18か所配置している地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援します。[福祉保健部] ----- (高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化 (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備など
【新】在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 (3-6-2)	在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する情報提供や知識の普及・啓発を図ります。 【指標】市民講演会の開催回数 1回(2017年度・平成29年度) → 3回(2020年度) [福祉保健部] ----- (高齢者) 3-(2)-① 在宅医療と介護に関する普及・啓発
【新】成年後見制度の普及啓発 (3-6-3)	成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、法人後見を進めている秋田市社会福祉協議会や家庭裁判所、司法団体などの関係機関と連携し、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ります。[福祉保健部] ----- (高齢者) 2-(2)-② 成年後見人制度利用支援事業 (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備など

<p>障がい者への相談支援事業 (3-6-4)</p>	<p>障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。 [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-1 相談支援体制の強化、3-4-2 地域生活支援事業の提供体制の整備など</p>
<p>子育て家庭等に関する相談支援の充実 (3-6-5)</p>	<p>子育て家庭が、必要とする支援を選択して利用できるよう、行政サービス、子育て支援事業、保育施設等の情報提供を行うほか、子育てをはじめ、生き方、夫婦関係、人間関係などの相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 1-2-15 子育て支援情報の提供、3-2-1 児童家庭相談、女性相談／(障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実</p>
<p>精神保健対策事業の推進 (3-6-6)</p>	<p>精神障がい者の早期治療ならびに社会復帰と社会参加の促進のために相談・訪問支援等を行います。また精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行います。[保健所]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-5-3 心の健康づくりの強化、3-3-3 精神障がい者への支援の充実／(子ども) 3-1-8 精神保健福祉相談・教育事業／(健康あきた) (3)こころの健康づくり</p>
<p>各種相談窓口のPR (3-6-7)</p>	<p>支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。 [福祉保健部]</p>
<p>【新】高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)</p>	<p>高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス※に関する情報を集約・発信し、高齢者を始めとする全ての市民が、生活支援に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。 【指標】秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数 25,000部(2017年度・平成29年度)→25,000部(2020年度) ※介護保険制度に基づく公的機関や専門職によるサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援。 [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(3)-③ 高齢者向けサービスの情報提供</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[市民]
- 事業者や施設、相談支援機関に対する情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[市民]
- 回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める。[地域]
 - ▷情報を必要とする住民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]
- 町内会や民生委員・児童委員など関係者が情報共有し、適切な相談支援体制を構築する。[地域]
- 公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]
- 施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]
- 関係機関と連携しながら、専門を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者・市民活動団体]
- 必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- ふれあい福祉相談センターのPRと充実に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- 各種相談支援窓口の活用を促進する。[秋田市社会福祉協議会]
- 法人後見制度の導入を検討する。[秋田市社会福祉協議会]

《施策6「相談体制の充実と情報の提供」に関する目標値》

指 標	現状 (H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
地域包括支援センターの認知度	41.3%	50.0%
子ども未来センターの認知度	21.0%	22.0%

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標4 安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

施策7 地域生活における安全安心の確保

施策7 地域生活における安全安心の確保

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
自主防災組織の育成強化 (4-7-1)	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。[総務部] (障がい者) 5-3-1 災害対策の推進、5-3-2 災害時の避難支援体制の整備
要援護者への防災・災害情報の提供 (4-7-2)	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。[総務部] (障がい者) 5-3-1 災害対策の推進、5-3-2 災害時の避難支援体制の整備

第4章 計画の取組

<p>地域における除排雪体制の構築 (4-7-3)</p>	<p>高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、小型除雪機のシーズン貸出しや、燃料支給、小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。 また、コミュニティセンターへ小型除雪機を配備し町内会等への貸出により、地域住民による除排雪を支援します。[建設部・市民生活部]</p>
<p>高齢者や障がい者宅の除排雪支援 (4-7-4)</p>	<p>身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械除雪後の雪塊の除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。 [建設部・福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-2-1 雪寄せ支援の充実、5-2-2 冬期間の安全な移動手段の確保／(高齢者) 5-(1)-③高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業</p>
<p>消費者啓発 (4-7-5)</p> <p>※SNS…ソーシャルネットワークサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと</p>	<p>判断能力の低下や情報を得る機会が少ないことにより被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどを対象に「消費生活出前講座」を継続実施します。また、広報あきた、ホームページ、SNS※、デジタルサイネージ、秋田市広報板を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。 【指標】消費生活出前講座開催数 36回(2017年度・平成29年度)→50回(2020年度) [市民生活部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備／(高齢者) 2-(3)-①権利擁護体制の充実</p>
<p>交通安全対策 (4-7-6)</p>	<p>子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を効果的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。[都市整備部]</p> <hr/> <p>(子ども)5-1-9 交通安全教育事業、5-1-10 交通安全普及・啓発事業</p>
<p>火災予防の推進 (4-7-7)</p>	<p>春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。[消防本部]</p>

<p>応急手当の普及、救急救命体制の整備 (4-7-8)</p>	<p>AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含めた救命講習会の充実に努め、市民と一体となった救急救命活動を実践するとともに、認定救急救命士を養成するなど、より高度な救命処置を可能にし、救急救命体制を強化します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心になって取り組む救急医療情報キット（安心キット）事業と連携し、高齢者等の救急医療に生かします。[消防本部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-2-3 高齢障がい者への支援の充実、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
<p>【新】緊急通報システム事業 (4-7-9)</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全を確保します。 【指標】緊急通報システムの設置台数 567台（2017年度・平成29年度）→555台（2020年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(1)-② 緊急通報システム事業</p>
<p>【新】要保護高齢者等シェルター事業 (4-7-10)</p>	<p>養護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援・要介護認定者以外の高齢者などを、特別養護老人ホームなどで一時的に保護します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(2)-④ 要保護高齢者等シェルター事業</p>
<p>自殺対策事業 (4-7-11)</p>	<p>秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、自殺者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談体制の充実に努めるとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。 また、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺対策を展開します。[保健所]</p> <hr/> <p>(健康あきた) (3) こころの健康づくり</p>
<p>住宅環境の整備 (4-7-12)</p>	<p>住宅の耐震診断・改修に関するパンフレットの配布等を実施し、市民の防災意識の向上を図る活動を行います。また、市内の空き家のうち、特に危険度の高い空き家について、倒壊や資材の飛散等による事故を未然に防止するため、所有者の調査、助言および指導、危険回避のための緊急安全措置の実施および除却費への補助金の交付を行います。[総務部・都市整備部]</p>

第4章 計画の取組

<p>安全な歩行者空間の確保 (4-7-13)</p>	<p>高齢者、障がい者を含むすべての人にやさしい歩行空間を確保するため、歩道の整備にあたってはバリアフリー化※を実施し、新設する歩道については、3m以上の幅員を確保するよう努めます。</p> <p>また、消融雪設備の整備などにより、冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。[建設部]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-2-1 人にやさしい歩道づくり事業</p>
<p>既存公共施設等のバリアフリー化の促進 (4-7-14)</p>	<p>段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、公園などのバリアフリー化※を促進します。</p> <p>【指標】「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業等の整備進捗率 94.1% (2017年度・平成29年度) →100% (2020年度) [都市整備部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-1-2 公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進／(子ども) 5-2-4 土崎駅、新屋駅、市立病院・山王官公庁周辺地区のバリアフリー化</p>
<p>都市公園のバリアフリー化 (4-7-15)</p>	<p>都市公園のバリアフリー化※を図り、高齢者、障がい者や子どもなど、誰もが安全で安心して利用できる公園へと再整備します。[建設部]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-2-2 公園のバリアフリー化</p>

※市では、バリアフリーに関する取組を進めるとともに、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組も推進することとしています。

《市民・地域に期待される役割》

- 自分の身は自分で守る意識をもつ。[市民]
- 効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[市民]
- 生活に関する講習会や避難訓練等に積極的に参加し、理解・発信に努める。[市民]
- 避難場所や連絡方法の確認、家庭内備蓄や住宅耐震化などで、災害に備える。[市民]
- 地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。[市民]
- 自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ。[市民]
- 除排雪に関する情報の収集、意見集約および連絡をする。[地域]
- 消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]

- 地域サロンなどを通して、認知症や孤立、虐待などの早期発見につなげる。[地域]
- 地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- 災害時に備えて、各種団体が連携して、町内会、自治会ごとの要援護者の状況把握や支援体制づくり、災害発生時の安否確認・見守り体制の充実に努める。[地域]
- 各種団体が連携し、要援護者を含めた住民参加の避難訓練を実施する。[地域]
- 通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]
- 自主防災組織の結成、充実に努める。[地縁団体]
- 区域の要援護者を把握し、実情に応じた災害時の支援体制をつくる。[地縁団体]
- 防犯灯を適正に管理する。[地縁団体]
- 医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- 社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- 認知症等徘徊者の捜索支援を継続実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- 災害時の福祉避難所の開設・運営に向け、日頃から備える。[社会福祉事業者]
- 日常業務を生かした見守りや、地域の防災の取組に参加・協力する。[民間事業者]
- 災害ボランティアの受入体制を整備する。[秋田市社会福祉協議会]
- ユニバーサルデザインを理解し、バリアフリー社会の形成に協力する。[市民]
- 高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[市民]
- 円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。[地域]
- バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 万が一の緊急時に備えて、安心キットの普及に努め、日常生活における安心の確保を図る。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

安心探知機補助事業

秋田市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等ていついなくなるか不安を抱えている世帯へ居場所を確認するため、安心探知機設置に対して補助しています。

救急医療情報キット（安心キット）事業

秋田市社会福祉協議会では、万一の救急時に備え、高齢者や障がい者などの不安の軽減を図るため、かかりつけ医や持病などの医療情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておく救急医療情報キット（安心キット）の設置を推進しています。

第4章 計画の取組

自殺対策強化の取組

秋田市社会福祉協議会では、地域サロン強化事業と緊急食支援事業の2つの事業を行い、自殺予防対策の一助としています。

地域サロン強化事業は、地域サロン活動のさらなる充実や拡大を図り、社会的孤立を予防しています。緊急食支援事業は、その日の食事のままならない方に対し、食料品の支給と専門相談機関の紹介をし、相談できるきっかけをつくっています。

三地区交流防災大会

旭北、旭南、茨島・川元地区の住民から組織される旭地域災害時要援護者支援協働会では、災害時要援護者や地域住民が一体となり、ゲームや競技で楽しく防火・防災技術を学ぶ「防災大会」を実施しました。

防災大会では、普段接点の少ない年齢層や職業の参加者同士が垣根を越えた交流により、防災力の要である連帯感や地域コミュニティの活性化が図られ、防火・防災技術の習得につながりました。

東小学区児童見守り活動

東地区市民憲章推進協議会では、児童・生徒の登下校に合わせて、危険と思われる交差点や丁字路で声をかけたり、街頭指導などの見守り活動を行っています。

東小学区の児童・生徒が、事故や不審者などの被害に巻き込まれることの未然防止および犯罪抑制に貢献するとともに、見守り隊の活動を通じて地域住民の防犯に対する関心を高めることができました。

飯島地区の安心・安全まちづくり

飯島地区防災防犯協議会では、飯島地区の全町内一斉に、通学路で見守り活動などを行っています。

全町内一斉にのぼり旗を掲揚するとともに、帽子・パトロールベストを着用して見守り活動を行いました。また、高齢者向けに特殊詐欺防止キャンペーンも行ったことで、子どもから大人まで防犯意識が高まり、地域の連携も深まりました。

災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成

秋田市社会福祉協議会では、市の福祉部門、防災部門と協議しながら必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、その活動が円滑に行われるようにするため、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成しました。

災害時における民間団体との協定

秋田市では、災害時の迅速かつ円滑な被災者対応を実施できる体制を確保するため、民間事業者などとの協力、連携を進めています。

○主な協定（第3次秋田市地域福祉計画の計画期間中に締結したもの）

協定名	相手方	協定内容
災害時における仮設鋼材の供給に関する協定	ヒロセホールディングス株式会社	仮設橋等の仮設鋼材の供給
雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所	雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関すること
災害時における応急対策への協力に関する協定	一般社団法人秋田県建造物解体業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供 ・建設機械等の操作および応急活動に必要な技術員の派遣 ・前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項
災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	秋田市内郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・双方が収集した避難所開設状況や避難者リスト等の情報の相互提供 ・郵便業務に係る災害特別事務取扱および援護対策 ・日常の業務中、高齢者、障がい者等の何らかの異変に気付いた場合、業務に支障のない範囲内で速やかに本市（緊急を要する場合は、警察または消防）に情報提供 ・日常の業務中、道路損傷等を発見した場合は、業務に支障のない範囲内で本市に情報提供
全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	協議会会員市場	<ul style="list-style-type: none"> ・被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供 ・被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送 ・被災地の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の又は提供 ・被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道の管渠、マンホール等の施設の被災復旧支援協力

第4章 計画の取組

協定名	相手方	協定内容
災害時等における無人航空機による協力に関する協定書	秋田ドローンコミュニティ	災害時等に、被災状況等の情報収集のため、同コミュニティで所有する無人航空機による空中撮影の協力を行うもの
大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定書	秋田刑務所	大規模災害時における避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場として、秋田刑務所の施設等の使用を行うもの
災害時における支援協力に関する協定書	秋田県行政書士会	被災者の相談を受け、被災に伴う官公庁等への各種申請書類の作成などをサポートするもの
災害時における物資の供給に関する協定書	王子コンテナ株式会社青森工場秋田事業所	段ボールシート等の物資の供給および市の指定する納入場所への運搬
災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスおよび応急対策用資機材の提供 会員が所有する車両等を使用し、指定する場所に搬入すること その他災害救急活動として必要と認めること
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	イオンリテール株式会社イオン秋田中央店	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動に従事させる職員の派遣 災害応急活動用資機材の提供 店舗その他関係機関において保有する応急生活物資の供給等
秋田市の避難所等情報提供に関する協定書	ファーストメディア株式会社	秋田市の保有する秋田市内の避難所等の情報を相手方に提供し、運営するサービス上に掲載
災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書	一般社団法人秋田市廃棄物処理協会	災害家庭廃棄物の収集運搬
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人秋田市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 歯科傷病者の医療優先度の選別 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置および医療 歯科傷病者の後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定 避難者に対する歯科保健指導

協定名	相手方	協定内容
災害時等の電力供給に関する協定書	秋田国見山風力発電株式会社	災害時等の電力の供給
災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	保有する飲料の提供および市の指定する納入場所への搬送

《施策7「地域生活における安全安心の確保」に関する目標値》

指 標	現状 (H29) (2017年度)	目標値 (2023年度)
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動（地域での災害時要援護者への支援、救急医療情報キット（安心キット）の取組など）が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	34.4%	36.0%
地域（公共施設、歩道など）や住宅のバリアフリー化（段差を少なくするなど）が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	41.7%	43.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。